

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（鹿角第二地区（瀬田石工区）県営公害防除特別土地改良事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和元年9月30日（月）から同年10月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所
鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市役所農林課